

第3編

基本計画

重点目標 1. 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

重点目標 2. 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

重点目標 3. 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充

重点目標 4. 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充

重点目標 5. 新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出

第6次矢掛町振興計画 主要ハード事業・ソフト事業一覧

【第3編 前期基本計画】（平成28年度～平成32年度）

■重点目標1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

基本目標1 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

施策1-1 協働の推進

【現状と課題】

まちづくりの基本は、その主体である町民が自ら考え、自ら行動することにあります。地域の「自己決定と自己責任」が求められ、地域住民の意志に基づいた地域コミュニティ運営と地域の特性を活かしたまちづくりが重要となっています。また、多様な人が参画し、地域社会を支える仕組み作りが必要となっています。

町民の意見を反映し、町民主体のまちづくりを推進していく上で、広聴広報においては、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、各種メディアを活用した広報活動を行っています。また、各地区で開催する町政懇談会や電子提案箱、広報紙での提案募集等により町政に対する意見を聴取するなど、広聴活動にも努めています。

さらに、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例のもと、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しています。各種審議会や委員会などにより、住民参画による計画策定及び推進など、多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。今後は、これまでの取り組みをさらに発展させ、町民等と行政の協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

【施策の方向】

1 町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員会設置、意識調査やアンケート等を活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

2 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な町民団体・ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

3 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種メディアにおける広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

4 情報の提供と共有

町民への情報公開と説明責任を果たし、行政運営の透明性の確保を図るため、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆まちピカ応援事業の一層の普及推進
- ◆NPO活動支援・活動相談の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
まちピカ応援事業	96 団体	120 団体	145 団体	まちピカ応援事業
NPO団体数	4 団体	5 団体	6 団体	協働のまちづくり事業
ホームページアクセス件数	88,369 件/年	100,000 件/年	120,000 件/年	公聴広報事業

【用語解説】

★NPO

non-profit organization の略。民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体

施策 1-2 地域コミュニティの育成

【現状と課題】

矢掛町のコミュニティ組織は、7つの自治協議会を中心に、町内会をはじめ様々な地域活動団体が組織されており、各地区に環境保全や美化活動、青少年の健全育成活動などが活発に行われています。しかし、少子高齢化の進展に伴い、活動内容や活動規模に限界を感じている地域もあります。

町民一人ひとりがコミュニティ活動に積極的に参画する環境と自助・共助・公助の理念に基づいてコミュニティ活動を推進するリーダーを育成することが重要な課題になっています。

【施策の方向】

1 コミュニティ活動意識の醸成

コミュニティ活動の意義を理解してもらい、多くの町民がコミュニティ活動に参画できるよう情報提供に努めます。また、町内会への加入やコミュニティ活動への参画を呼びかけ、活動を通して自分の住んでいる地域を大切に思う意識を醸成します。さらに、コミュニティの自主的な活動を促進するため、地域における指導者の育成に努めます。

2 コミュニティ組織の育成支援・連携強化

防災・防犯・環境・福祉などのコミュニティ活動に様々な支援を行うことで、いきいきとした元気な地域をつくれます。自治協議会等と連携し、町内会未加入世帯が町内会に加入しやすい環境をつくれます。

3 コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティ活動の拠点となる公会堂等の集会施設の整備補助金の周知を進め、地域住民による自主的な管理・運営を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆地域コミュニティに関する広報啓発・リーダーの育成・発掘
- ◆地域活動の情報発信の推進
- ◆地域コミュニティの利用しやすい補助制度の検討
- ◆分野コミュニティ等との連携の推進
- ◆公会堂等集会施設整備事業の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
公会堂等集会施設整備事業（実施件数）	112 件	142 件	167 件	公会堂等集会施設整備事業

施策1-3 健全な行政運営の推進

【現状と課題】

矢掛町では、これまでの行財政改革の取り組みにより、職員数の削減や業務委託、電算システムの活用など、効率的な行政経営に成果を挙げるとともに、中期的な財政計画により安定した財政運営をしてきました。

人口減少と社会情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されます。また、景気の低迷や地方創生・地方分権の推進などにより、地方主導で事業が展開されることが予測され、今後の財源確保は極めて重要な課題であり、財政改革にこれまで以上に取り組む必要があります。町民に信頼され、安心できる行財政運営を推進するため、費用対効果を考えながら行政サービスの向上に努める必要があります。

【施策の方向】

1 計画的・効果的な行政の推進

振興計画に基づく政策・施策を計画的かつ効果的に実施するため、PDCAサイクルによるマネジメントをより一層推進し、振興計画の進捗管理を行います。

2 健全な財政基盤の確保

歳入（見込み）や矢掛町の財政規模に見合った予算編成を行うための歳入・歳出の改革に取り組むとともに、地方債の残高の適正な管理を行うなかで、効果的な時期に繰上償還を実施するなど、財政規律を遵守した財政運営を行います。

3 効果的・効率的な財政運営の確立

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

4 人材の育成及び教育

職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。職員研修の充実を図り、職員の自覚を促し、個々の自主性を育成することに努めます。また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を推進し、職員の実績や努力に応えることで、さらにモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

5 公共施設の維持管理・更新

全ての公共施設の現状を調査し、人口減少社会を勘案し修繕及び長寿命化に要する費用の算出や優先順位を決定するほか、建替え・統廃合についても検討を行い、適正な保全計画を策定するよう努めます。

6 広域行政の推進

広域的な行政課題については、周辺市町と連携して効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。

【具体的な取り組み】

◆公共施設等総合管理計画の策定

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
経常収支比率	85.2%	85.0%	85.0%	—
実質公債費率	9.0%	8.1%	8.0%	—
基金残高	69億円	62億円	60億円	—
職員に対する庁内研修 への参加人数	294人/年	325人/年	355人/年	人材育成事業

【用語解説】

★PDCAサイクル

PDCAは、**plan-do-check-act** の略。事業を円滑に進めるための業務管理 手法

- (1) 業務の計画（**plan**）を立てる
- (2) 計画に基づいて業務を実行（**do**）する
- (3) 実行した業務を評価（**check**）する
- (4) 改善（**act**）を検討し、次の計画に

■重点目標1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

基本目標2 互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり

施策2-1 人権の尊重

【現状と課題】

矢掛町では、平成9年に「人権尊重の町宣言」をするなど、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、国・県・関係機関や町民と連携し、総合的に人権施策の推進に努めています。その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がっています。しかしながら、社会状況の急速な変化に伴って、子どもや高齢者等への虐待、いじめ、配偶者等からの暴力、インターネット上の人権侵害など、複雑・多様化した人権問題へのさらなる理解と迅速かつ的確な対応が求められています。

今後さらに、性別や年齢、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、すべての人々の生命や尊厳が守られ、個性と能力が発揮できる共生社会の実現のため、一人ひとりが、日常生活や活動の中で様々な人権問題についての理解と認識を深め、主体的かつ実践的な態度が身に付くよう、教育・啓発を進める必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながらともに生活していけるよう、人権啓発活動の充実や人権教育の推進により、町民の人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

また、矢掛町人権教育推進協議会を中心として、基本的方針・方向等を毎年度確認しながら、家庭、学校、地域、職場などで多様なニーズや実情を踏まえた研修やリーダー養成等を行うように努めます。

1 人権意識の高揚

人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりが知識の習得のみにとどまらず、日常生活でいかせる人権感覚を身に付けることができるよう、講座や研修会を通じて人権意識の高揚に努めます。

2 人権教育の推進

「改訂岡山県人権政策推進指針」や「岡山県人権教育推進プラン」等を踏まえ、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を推進します。

また、企業にあつては、地域の企業としての社会的責任を自覚し、男女共同参画社会の実現等人権を尊重した働きやすい職場づくりが図れるよう、引き続き研修会の開催に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆携帯電話・スマートフォン等インターネットに関する講演会や研修会の開催
- ◆地域住民及び町内企業への研修機会の充実

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
研修会・講演会 参加者数	3,166 人/年	3,200 人/年	3,300 人/年	・人権教育に関する研修講座・地区懇談 会・企業研修会・PTA研修

施策2-2 男女共同参画の推進

【現状と課題】

地方創生と地域の活性化の振興には女性の活躍が必要であり、女性が生き生きと活動する男女共同参画社会の実現が求められています。

また、人口減少と少子高齢化が進行する中で男女共同参画の視点に立った意識改革を進めるとともに、各種委員会、審議会へ女性を登用し、幅広い分野への男女の参画を促す施策を積極的に推進していくことが必要です。

【施策の方向】

1 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画計画に基づき、広報啓発活動などを通じて男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。さらに、男女共同参画に関する市民の様々な問題に 대응するため、相談体制の充実を図ります。

2 男女が共に活躍する環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進に努めます。

また、女性団体・リーダーの育成を進めるとともに各種委員会や審議会への女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆女性の意見反映の機会の確保
- ◆男女共同参画の啓発活動
- ◆男女共同参画プランの策定

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
委員会等への女性 登用率	22.3%	30.0%	30.0%	男女共同参画事業

施策 2-3 国際化社会への対応

【現状と課題】

全国的に海外からの観光客や就労者が増加しています。このような状況の中で、町民も諸外国人と交流する機会が増加しています。諸外国の文化等を理解し、広く国際社会を知るとともに、国際的な対応をするためにも、外国語教育の一層の拡充が必要であります。

矢掛町では、平成5年から国際化社会への取り組みとして、各幼稚園、各保育園、各小学校、中学校に外国語指導助手を招致し、幼少期から外国人と接しながら外国語と国際感覚を身に着ける環境づくりを行っています。また、中国との中学生等のホームステイによる交流活動を行ってきました。

今後、さらに国際化が進む中で、国際交流活動を充実させ、町民の国際理解の一層の拡充を図り、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進することが求められます。

【主要な施策】

1 国際教育の強化

外国人とのコミュニケーション能力向上のため、幼稚園・保育園の幼児期から小学校、中学校まで外国語指導助手による英会話学習の強化をし、イベントにおいて国際交流を推進し国際文化への理解を促進します。

2 多文化共生社会の構築

外国人の居住者や観光客の顧客満足度向上のため、日常生活情報や観光情報を外国語で提供します。また、在住外国人と地域住民の交流機会を促進するとともに、外国人の生活しやすい環境を整備します。

【具体的な取り組み】

- ◆外国語指導助手の拡充
- ◆外国人对応の観光パンフレット作成

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
外国人観光客数	—	500人/年	700人/年	—

■重点目標2 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

基本目標3 未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり

施策3-1 幼児教育の充実

【現状と課題】

ここ数年、少子化の進行や保護者の就労状況による園児数の減少、核家族化の進展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、家庭の教育力の低下も問題になっています。また、老朽化に伴う園舎の改善など早急に対応が必要な課題が残されています。今後は、就学前教育の重要性にかんがみ、幼児教育の原点に立ち返り、家庭や地域社会と連携した幼児の健全育成を基本として、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、幼稚園における教育機能の一層の充実が必要です。また、3歳児教育の導入や保育園との連携にも積極的な取り組みが求められています。

【施策の方向】

1 幼児教育の機会の拡大

入園を希望する満3歳児から5歳児の就園を目標に3歳児教育の導入を検討します。

2 教育内容の充実及び教員の資質向上

幼稚園においては、家庭・地域における生活から幼稚園における集団での学習活動への円滑な移行に取り組みます。さらに、興味や関心を生かした学びや、岡山県就学前教育スタンダードをもとにした就学前と小学校の接続プログラムを作成し、幼児期から児童期への教育の接続を意識した幼児教育を実施します。また、幼児教育充実のため、必要な幼稚園教員の確保や資質向上のための幼稚園内外における研修を実施します。

3 幼稚園における教育環境の整備推進

幼稚園における教育環境の整備及び老朽化した施設の改善に努めます。

4 幼稚園施設における子育て支援の推進

幼稚園施設の利用者に限らず、すべての家庭に対して、子育て支援室等と連携しながら子育て支援を推進します。

5 幼稚園における学校評価の推進

子どもの健やかな成長を保障するため、幼稚園の運営や教育活動の改善を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆3歳児教育を含めた就学前教育（幼稚園・こども園・保育園）のあり方の総合的な検討
- ◆矢掛町保・幼・小・中学校 生活・学習規律等一貫指導プランの実践
- ◆保・幼・小・中学校の系統的な英語学習（Yakage Plan）の実践
- ◆保幼小接続プログラムの作成

【用語解説】

★こども園（認定こども園）

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と子育て支援を行う機能を備える施設

施策3-2 学校教育の充実

【現状と課題】

矢掛町には、町立の小学校7校、町立中学校1校があります。子どもたちをめぐる環境に関しては、少子化や核家族化の進展にともなう家庭や地域社会の教育力の低下などの問題がありますが、矢掛町ではコミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業の実施などにより改善に努めています。

また、子どもの学力の二極化、特別な支援を要する子どもの増加、いじめ、不登校など、様々な課題がありますが、教員の積極的な指導や地域との協力、小学校教育と中学校教育の緊密な連携等により、課題解決に向けた取り組みを展開しています。今後さらに、幼稚園・小学校・中学校間の円滑な接続、児童生徒数減少による学校の小規模校化のデメリットを克服する対策を図ることが必要です。また、矢掛町においては、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、通常の学級に在籍する児童生徒の9%程度とされています。このような特別な支援を必要とする児童生徒は今後も増加するとみられており、その支援は一層重要な課題となっています。

【施策の方向】

矢掛町内幼稚園・学校共通の具体的目標

■矢掛町が目指す子ども像

ふる里やかげを愛し、ふる里やかげに貢献するたくましい子ども
一保・幼・小・中・高のつながりを大切にしてい

■園・学校の基本目標

矢掛町の幼稚園・小学校・中学校は、心身ともに健康な暮らしの中で、幼児・児童・生徒が知・徳・体の調和のとれた成長ができるよう努めます。

■共通の具体的目標

1 豊かな心・健やかな体の育成

生まれ育った郷土への愛着と誇り及び社会を生き抜く力を持った子どもたちを育成します。そのために、道徳教育の充実、文化・芸術やスポーツなどの体験活動、ボランティアなどの社会貢献活動等を重視して、規範意識と思いやりの心を育てます。また学校での体育の充実を図るとともに、健康教育や食育の推進を通して子どもたちが望ましい生活習慣を身につけることにより、生涯にわたりたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。さらに、学校生活の中で、互いのよさや違いを認め合い、支え合う仲間づくりを推進するとともに、いじめや暴力行為を許さない毅然とした学校づくりを目指します。

2 確かな学力の向上

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、落ち着いた学習環境づくり、授業改善、生活・学習習慣の確立に取り組み、学力不振児童生徒の解消とコミュニケーション能力の向上を図ります。授業改善については、きめ細かい少人数指導の充実を図るとともに、小学校

2年生から6年生、中学校全学年で実施する学力・学習状況調査をもとに児童生徒の学力と学習・生活習慣等の関連を分析し、各校で改善プランを策定し指導に活かします。さらに、望ましい学習習慣の確立のため、家庭学習に重点的に取り組む期間の設定やメディアの制限等、家庭と連携して家庭学習を充実させるための取り組みを実施します。

3 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実や教員の指導力の向上を図り、子どもたちが達成感や成就感を持ち、学習意欲を高めることができるようにします。また、就学前から中学校卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関と連携体制の整備を図ります。

4 不登校児童生徒の解消

児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得られる「心の居場所」、児童生徒が社会性を身につける「絆づくりの場」として魅力ある学校を目指します。その際、必要に応じて、町の適応指導教室「ひまわりの家」や町の福祉部局、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して対応します。

5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

町内全小中学校で地域とともにある開かれた学校づくりを推進します。

6 教育体制の整備

地域に支えられ地域を支える学校を維持するため、小学校の合同授業の拡充など、小規模校のメリットを生かしつつ、デメリットを克服するための取り組みを検討します。また、保幼小連携や小小連携、小中連携等、つながりのある教育を推進します。

さらに、町内唯一の高校である矢掛高等学校の存続発展を念頭に県と連携しながら、中高連携を推進します。

7 教育環境の充実

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担っているため、安全に配慮した適切な施設管理を実施します。また、遊具等の設備の安全管理には、今後も継続して万全を期します。

また、ICT機器（PC、電子黒板、教材提示装置など）の充実を一層すすめるとともに、これらを有効活用するための教育ソフトの導入など、すべての学校において格差のない教育の充実を図ります。また、教育ネットワーク環境に無線通信環境及び教育用タブレット端末等の導入を検討します。

さらに、町立図書館の司書を各学校に複数日派遣し、ブックル号による巡回図書の実施、学校図書の標準達成率100%以上の持続等により、学校図書館の一層の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆道徳の教科化に対応した授業改善の実践
- ◆非行防止教育の実施による規範意識の醸成
- ◆「いじめ問題対策基本方針」に沿った組織的な対応の実施
- ◆夏季休業期間の短縮等による授業時数の確保
- ◆基礎学力の定着及び個別補充学習の実施（朝学習、放課後補充学習等）
- ◆ペアやグループ学習等によるコミュニケーション力の向上を目指した指導の充実
- ◆保・幼・小・中学校へのALT配置及び系統的な英語学習（Yakage Plan）の実施
- ◆「矢掛町家庭学習強化期間」の設定及び実施
- ◆特別支援教育支援員・学習支援員の配置
- ◆「個別の教育支援計画」の作成
- ◆児童生徒の意欲を高め、豊かなつながりを育む「魅力ある学校づくり」の推進
- ◆家庭環境改善サポーター配置事業
- ◆「適応指導教室」指導員配置事業及び「心の教室」支援員配置事業
- ◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を継続実施
- ◆小規模校活性化等検討委員会の実施（合同授業等の拡充、小学校統廃合の具体的な基準の検討）
- ◆小田小学校児童の就学中学校の検討
- ◆矢掛町保・幼・小・中学校 生活・学習規律等一貫指導プランの実践

【用語解説】**★スクールソーシャルワーカー**

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門員

★ALT

assistant language teacher の略。日本の学校等で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師

【目標指標】

(単位：％)

目標指標		H 2 6 実績値			H 3 2 目標値	H 3 7 目標値	関連事業名
全国学力調査の 正答率	小学6年生	県平均以上 3科目 全国平均以上 1科目			4科目とも 全国平均を 上回る	4科目とも全 国平均を上回 る	全国学力調 査
小学6年が平日に1 時間以上家庭学習を 行う割合	全国平均	54.7			57.0	60.0	全国学習状 況調査
	岡山県平均	54.5					
	矢掛町	54.7					
中学3年が平日に1 時間以上家庭学習を 行う割合	全国平均	67.9			60.0	70.0	
	岡山県平均	58.8					
	矢掛町	44.0					
不登校小学生の 解消 (千人当たり・H25年度)	全国平均	0.31			0.5	0.3	児 童 生 徒 の 問 題 行 動 等 生 徒 指 導 上 の 諸 問 題 に 関 する 調 査
	岡山県平均	0.45					
	矢掛町	0.73					
不登校中学生の 解消 (千人当たり・H25年度)	全国平均	2.56			1.0	1.0	
	岡山県平均	2.62					
	矢掛町	1.24					
いじめの解消率	小学校	100%			100%	100%	
	中学校	認知なし			100%	100%	
スマートフォン等を 平日3時間以上利用 する児童生徒の割合		小学生	中学生		小 5.0 中 15.0	小 5.0 中 10.0	スマートフ ォン等利用 実態調査
	岡山県平均	15.8	25.0				
	矢掛町	9.0	25.4				
1週間の総運動時 間数が60分未満 の児童生徒の割合		小5	中2		小5男 2.5 小5女10.0 中2男10.0 中2女 8.0	小5男 2.5 小5女10.0 中2男10.0 中2女 8.0	全国体力・運 動能力、運動 習慣等調査
	岡山県平均	男子	5.7	7.0			
		女子	12.1	22.7			
	矢掛町	男子	2.6	12.8			
		女子	6.0	9.3			

施策3-3 学校給食の充実

【現状と課題】

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全安心で豊かな食事を提供するとともに、児童・生徒に食についての正しい理解と食習慣を養ううえで、非常に大きな役割を担っています。

しかし、近年、社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事など食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く問題が生じています。このため栄養教諭による食育への取り組みが必要とされています。

また、食物アレルギーのある児童・生徒の増加にともなう対策が必要となっています。

【施策の方向】

1 食に関する学習等の充実と地産地消の取り組み

総合的な学習の時間および教科や特別活動において、栄養教諭を中心に規則正しい食生活、食事が果たす役割といった食に関する指導を行います。また、献立内容の工夫により給食の完全摂取を目指すことや、学校給食での週3.5回の米飯給食を継続するとともに、水車の里フルーツトピアをはじめ町内生産者等と連携しながら、地産地消に取り組んでいきます。

2 食物アレルギー対応

アレルギー対応については、事前の調査と情報の共有化により学校・家庭・給食センターが連携し、事故防止に努めます。

3 施設・設備の整備

安全で安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設等の整備を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆児童による学校給食献立コンテストの実施
- ◆栄養教諭による食育指導

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
給食を残さず食べる 児童・生徒の割合	小学校 96% 中学校 68%	小学校 99% 中学校 80%	小学校 99% 中学校 90%	食育の推進
町内産物を使用する品 目数の割合	19%	22%	25%	地産地消の推進

施策 3-4 生涯学習の推進

【現状と課題】

矢掛町では町民が自由に学習機会を選択して、意欲的に学ぶことができる環境整備や情報提供に努めています。さらに学んだ成果を地域に還元することにより、地域の教育力を高めるとともに魅力ある地域社会の形成に努めています。

今後は、町民が自ら課題を見つけ、町民主体の事業を推進していくことや、学びを通じた人づくりや地域づくりなど、つながり合う地域づくりが求められています。

また、家族構成の変化、少子化などにより、家庭の教育力が低下している今日、親同士の情報交換の場をつくり、ともに学び合う機会を提供することも必要とされています。

地区公民館の活動については、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民の自主性と主体性を尊重しながら、講座や文化祭などの地域コミュニティ活動を通して地域の絆づくりや地域活性化に大きく貢献してきました。公民館職員の資質向上に努めるとともに、引き続き、地域の学習拠点として、学習効果が高まるよう地域住民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、地域力の向上に資する教室・講座の開催が必要だと考えられます。

【施策の方向】

1 生涯学習の推進体制の整備と充実

幼児期から高齢者まで、各年代に応じて充実した生きがいのある人生を送るために、町民だれもが自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習体制の整備と充実に一層努めます。

2 学校・家庭・地域との連携強化

地域で子どもたちを育てる仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆づくりを強化し、地域の教育力の向上を図ります。

3 家庭教育の充実

子どもを健やかに育てていくために、親や家族はもちろん、社会全体で子どもを育ていく環境を整えていくことが求められており、保護者等が互いに子育てについて学び、親として育ち合う講座を開催することにより、家庭の教育力向上を図ります。

4 青少年教育の充実

子どもたちが、公民館活動等における諸行事に企画段階からの参画を促すことにより、自己有用感や郷土愛を醸成する活動を推進します。

また、豊かな心や生きる力が身につくよう、地域の学習施設を活用した異世代交流や体験活動を通して、社会の様々な人と学ぶ機会を提供していきます。

5 成人・高齢者教育の充実

地域を構成する町民・ボランティア等の団体、学校、行政などが連携・協力し、他の世代

とともに地域活動へ参画できる環境づくりを推進し、文化の伝承活動や現代的学習活動などの学習環境の整備に努めます。

6 公民館の充実

コミュニティ団体，地域に根ざした団体の交流や学習の場の確保に努め，時代に即応した活動や地域課題に取り組み活動を推進します。

また，各地区公民館は，「地域住民の集い」の拠点施設として今後も施設の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆学校支援地域本部事業の充実
- ◆土曜日教育支援事業（土曜日学習会・夏休み学習会）の推進
- ◆親育ち応援学習講座の開催
- ◆異世代交流や活動意欲を高める体験活動の実施
- ◆公民館職員の研修会等への積極的な参加促進
- ◆計画的な施設・設備の整備

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
生涯学習関連講座参加者数	8,732 人	9,000 人	9,000 人	・出前講座・土曜日学習会・夏休み学習会・親育ち応援学習講座・家庭教育学級・寿大学 等
公民館クラブ数	106 クラブ	100 クラブ	100 クラブ	地区公民館事業